

区域外就園許可基準

- 1 区域外就園については、保護者が基準のとおり南風原町教育委員会へ届け出るものとする。
- 2 その他必要な事項は所管課長が定める。

基準表

区分	承認要件	承認期間	提出書類
転園延期	年度途中で町外に転出した場合	幼稚園終了まで	☐ 区域外就園願書 ☐ 住民票謄本(世帯全員)
転入予定	おおむね6か月以内に転入することが明らかであり、転入先の指定園へ就園を希望する場合	予定日まで	☐ 区域外就園願書 ☐ 住民票謄本(世帯全員) ☐ 建築確認済通知書等の写し(建築請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書等) ☐ 誓約書 ☐ 物件引き渡し書等
一時的転居	住居の新築・増改築等のため一時的に町外へ転出するが、在籍している幼稚園へ引き続き就園を希望する場合	予定日まで	☐ 区域外就園願書 ☐ 住民票謄本(世帯全員) ☐ 建築確認済通知書等の写し(建築請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書等) ☐ 誓約書
その他	教育的配慮により、指定園への通園がほかに比べて著しく負担になると予測される場合(その兄弟、姉妹も可)	応談	☐ 区域外就学願書 ☐ 住民票謄本(世帯全員) ☐ 理由を証明する書類(診断書・園長の意見書等)

※ この基準は、許可が可能な基準であり、必ずしも許可されるとはかぎらないものとする。
※ この基準により許可された場合を含み、通学途中における安全確認、事故防止等については、保護者が十分に注意を払い責任を持って対処するものとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。ただし、施行前の基準によりなされた承認は施行前の基準を準用する。